

陳 情 文 書 表

(令和5年2月14日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第177号（5.2.2） 圃場整備を行った農地に関する陳情
陳情の要旨	1. ガレキ処理場となった所有農地を神戸市が買収すること。 2. 上記農地に埋蔵するガレキの撤去及び表土の入れ替えを行うこと。 3. 上記1・2が不可の場合は、市の条例次第で福祉施設（デイサービス等）の建造物許可を行うこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市西区 金井 彰仁
送付委員会	経済港湾委員会

神戸市会 安井議長様

令和5年2月2日

金井 彰仁

神戸市西区

電話

## 陳情書

### 趣旨

私の地元西区で農地の圃場整備が始まったのは昭和50年頃で、業者による主たる工事は昭和の後期でほぼ終止であったと思われる。

そもそも圃場整備とは①耕地の整備 ②用水路の整備 ③土層改良 ④農道整備化等を実施し、労働生産の向上を図る目的であった。

さらに農村の環境化を整備することによって農林水産省下、移管され都道府県の公共事業として行われた。神戸市は兵庫県から移譲され、昭和後期まで西区、北区等で大規模な圃場工事が進められて来ました。現在、政令都市神戸市農業委員会には、「土地改良組合」という組織は、小規模になったものの現在も市街化調整区域として存続している。

### 【1】畑地に産業廃棄物が埋蔵

新々田市民公園の近くの「畑」(甲1号証)に、白菜、キャベツ、ブロッコリなど私と義姉(金井雅子)と共に野菜作りのため、トラクターで土層を掘り返し、畝づくりの準備をしていた時、トラクターが急に動かなくなった。原因は表土下から法面・側壁に使用する大きなケンチ石、U字溝、アスファルト舗装の塊、日本瓦、レンガ等を発見した(甲2号証)のである。その都度トラクターの爪を交換せざるを得なくなった。このような作業労力は過去にもあり複数回に及んでいる。

当然この地で収穫できた野菜にも安全性が保てられず、安心して食べられなく耕作不能である。

### 【2】農業委員会へ抗議

令和4年1月11日 先祖代々から受け継いできた畑が荒涼地と化かした畑(甲2号証)に、末代までガレキが残存すると推測。よって神戸市農業委員会へ現地調査とし、視察の請願書(甲3号証)をFAXした。

### 【3】現地視察依頼をした神戸市議

同様に 地元から選出された神戸市議・坊池、藤本両市議にも同年1月12日、ガレキが埋蔵された同上の現地、畑の視察を依頼した(甲4号証)。 両市議と地元自治会長等の

視察結果を市農業委員会へ FAX にて送付した。

ガレキ放棄の責任として藤本議員は「市農業委員会事務局は地元新々田土地改良と言っている」しかし、坊池議員は「市農業委員会は責任として兵庫県にあると」言っている。随分と食い違いがある。委員会は責任のたらい回しである。どちらに責任があるのか、それとも市農業委員会なのか。責任の所在はどこへ。市農業委員会から視察調査の回答は未だにない。

#### (5号証)

##### 【4】市農業委員会からの回答

市農業委員会から回答が郵送されてきた (甲6号証) のが、同年 2月14日 付けで、随分と遅延していた。回答書の内容では、現地でガレキ確認？をしたのが令和4年1月13日と記されている。回答書からの内容では随分早急に視察されているようだが。私的であるが月日が疑わしいように思える。なぜなら

同文から13日と記されているが、近隣の畑でキャベツ、ブロッコリー、白菜、ネギ、大根など収穫していた農作業中の私のグループ仲間4組の後日の話では、誰1人市職員らしき人物を見かけた者はいなかったと聞いたのである。

また文中に環境局と市農業委員会と果たしてどのような関係があるのか丁寧な説明は、一切記述なく理解できない。

##### 【5】神戸市西環境局は

市農業委員会と神戸西環境局との関連及び事実確認のため、令和4年12月6日 神戸西環境局へ行った。担当の長田職員は「神戸西環境局は現地の畑には行ってない。念のため垂水環境局へ電話で尋ねると、同様に現地に行っていない」とのこと。両局の言い分が合致しないので長田職員は農業委員会へ直ぐに電話で問い合わせすると『農業委員会の職員が現地でガレキの有無を調べるため、畑で掘削した(スコップ?)』と言っていると長田職員の話である。

##### 【6】いつ消えた証拠物体

証拠になるガレキが消えた(2号証)。金属類なら盗れば金銭になるが、ガレキを持ち帰っても金銭にならないのだが。・・・しかし証拠としてガレキの写真は事前に写真に撮っておいた。

令和5年1月18日に私は市農業委員会の3階にある事務局へ行った。吉森職員(女性)と松本職員が対応。

年月日再確認のため神戸市中央区御幸通に所在する農業委員会へ3階にある事務所へ。

吉森職員に「①いつ頃、現地へ行って掘削されたのか。②掘削に道具は何を使ったのか。③掘削作業は午前中か、午後なのか

吉森職員は「①1月13日私を含め2人で行きました。②掘削はしていません。③午前か午

後か忘れました。」と回答した。③について、3階事務局の部内で吉森職員とやり取りがあったにも関わらず、忘れたならその場で日報から確認すべきであるが、「忘れた」の返答は吉森職員の反応は即答であったのである。

畔には、U字溝を逆さにしている上にガレキを置いていた(甲2号証)が、不思議として2月14日以降ガレキを見ることがなくなった。証拠物体のガレキ消えて喜ぶ者は、得する者は?・・・。

他人が所有する敷地に無断侵入し、盗ら物体が無くなることは、その人間は窃盗罪に該当するものである。

#### 【7】なぜ固定資産税の請求が

この地の約1メートル上に県道378号線(甲7号証)に面し、その隣接に大きなため池がある。さらに、地元水利委員長の説明によると「ため池の水面が低く過ぎるため、野菜の命である水が出ないのである。バルブをひねっても農業用水は一滴も出ません。畑の表土が高すぎが原因です。」ため池の用水問題だけではなく雨天になれば、県道の車道と歩道の縁石ブロック側面から畑へ(甲2号証)直接水が排水され垂れ流しである。もちろん、この畑に水路もなく小さな排水溝も取り付けられていないので、しかも大雨の時は、畑一面ため池ごとく水が溜まるのである。ガレキを放棄されているので野菜の植え付けもできない。

この使えない畑地に、なぜ固定資産税の納付書・請求書が来るのか、合点いかないのである。この状態で市は「畑地」と認証(甲6号証)したのである。市は工事途中や完了段階で安全義務を怠り管理責任、監督義務があるのに、それを市は県に責任ありとした。

#### 陳情事項

- 1・ガレキ処理場にした所有地を神戸市に買取求める。
- 2・若しく金井、押部氏が所有する「畑」に埋蔵するガレキの撤去と、表土の入れ替えを求める。
- 3・上記1・2が不可能であれば市の条件次第で福祉施設(デイサービス等)の建造物許可を求める。